

平成 25 年 3 月 22 日
市長決裁
改正 平成 30 年 1 月 11 日

八代市審議会等の設置及び運営に関する基本指針

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 審議会等の設置に係る指針（第 3 条・第 4 条）
- 第 3 章 審議会等の委員の選任に係る指針
 - 第 1 節 委員の選任基準（第 5 条）
 - 第 2 節 公募による委員の選任（第 6 条―第 12 条）
- 第 4 章 審議会等の会議の公開に係る指針（第 13 条―第 19 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この基本指針は、行政の合理化及び効率化の観点から審議会等の適正な設置、機能の充実及び円滑な運営を図るとともに、市民のより幅広い意見を行政に反映させ、及び開かれた市政を推進するため、本市が設置する審議会等の設置及び運営について準拠すべき基本的事項について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この基本指針において「審議会等」とは、市民、学識経験を有する者等を委員の全部又は一部とする機関であって、次に掲げるものをいう。

- （1）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより、本市の事務について審査、調査等を行う機関であって、執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。）の附属機関として設置するもの
- （2）行政運営上の参考に資するための意見の提供を求める機関であって、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているもの

第 2 章 審議会等の設置に係る指針

（審議会等の設置）

第 3 条 審議会等の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）他の審議会等と審査、調査、意見交換、懇談等（以下「審議等」という。）の目的、機能等が重複し、若しくは類似していないか、又は

他の行政手段では目的の達成、課題の解決等ができないか検討を行ない、必要最小限の設置にとどめること。

- (2) 審議等の対象事項（以下「審議事項」という。）が時限的又は臨時的なものである審議会等を設置するときは、できる限りその設置期限を明示すること。

（審議会等の統合又は廃止）

第4条 既存の審議会等については、次の各号に掲げる基準の区分に応じ、当該各号の定めるところにより統合又は廃止を検討するものとする。

- (1) 統合基準 審議等の目的、機能等が重複し、又は類似している審議会等は、統合を図るものとする。

- (2) 廃止基準 次に掲げる審議会等（法令により設置が義務付けられている審議会等を除く。）は、原則として廃止するものとする。

ア 審議等の目的が達成されたもの

イ 社会情勢の変化等により設置する必要性が著しく低下したもの

ウ 活動が著しく不活発又は活動内容が形式的で設置効果が乏しいもの

エ 他の行政手段で目的の達成、課題の解決等が図られるもの

第3章 審議会等の委員の選任に係る指針

第1節 委員の選任基準

第5条 審議会等の委員の選任に当たっては、審議等の目的、審議事項等に照らして、当該審議会等が実質的かつ効果的に機能するよう、次に掲げる事項に十分留意するものとする。

- (1) 多様な意見を反映させるため、幅広い分野及び年齢層からふさわしい人材を選任すること。

- (2) 広く市民に対し意見、要望等を求める必要があると認められる場合は、より広く市民参加の機会を確保するために委員の一部を市民から選任するよう努めること。

- (3) 八代市男女共同参画計画（平成21年度～平成30年度）に基づき、女性を積極的に委員に登用すること。

- (4) 他の審議会等の委員の職を5以上兼ねる者を委員に選任しないこと。ただし、特に専門的な知識、経験等を有する者を選任する必要がある場合その他特別な事情がある場合であって、市長等（執行機関の任命権者をいう。以下同じ。）が認めるときは、この限りでない。

- (5) 同一人を継続して委員に選任する場合は、その在任期間を引き続き6年を超えない期間又は引き続き再任3回までの期間のいずれかに該当する期間までとすること。ただし、特に専門的な知識、経験等を有する者を選任する必要がある場合その他特別な事情がある場合であって、市長等が認めるときは、この限りでない。

2 審議会等の委員の数は、審議等の充実及び迅速化を図る観点から適正

規模となるよう、審議会等を新たに設置する場合のみならず、委員を改選する場合においても検討を行うものとする。

第2節 公募による委員の選任

(公募の基準)

第6条 前条第1項第2号に定めるところにより、市民から委員を選任する場合は、次に掲げる場合を除き、原則として公募により選任するよう努めるものとする。

- (1) 法令、条例その他の規程（以下「法令等」という。）により委員となるべき者の要件が制限されているとき。
- (2) 専ら高度又は専門的な知識を有する事案の審議等を行うとき。
- (3) 行政処分、不服審査又は身分に関する処分等に関する審議等を行うとき。
- (4) 委員を迅速に選任する必要があるため、公募による選任を行う暇がないとき。

(公募の公表)

第7条 委員の公募に当たっては、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 審議会等の名称及び役割
- (2) 任期
- (3) 応募要件
- (4) 応募方法
- (5) 選考方法
- (6) 募集人員
- (7) 募集期間
- (8) 問合せ先
- (9) その他必要と認める事項

2 前項の公表は、市役所前掲示場に掲示する方法により行うとともに、広報やつしろ及び市ホームページへの掲載、エフエムやつしろによる放送、市庁舎内又は出先機関への掲示等可能な限り多くの方法により行うものとする。

(応募要件)

第8条 審議会等の委員に応募できる者の要件は、次の各号の全てを満たすこととする。

- (1) 応募日現在において満20歳以上であって、本市に住所を有すること。ただし、市長等が必要と認める場合は、この限りでない。
- (2) 本市の市議会議員若しくは職員（臨時又は非常勤の職員を含む。）又は既に本市の他の審議会等の委員でないこと。ただし、非常勤の職員又は他の審議会等の委員については、市長等が必要と認める場合はこの限りでない。

(応募の受付)

第9条 審議会等の委員への応募を受け付けるときは、応募者に申込書のほか、選考に必要な資料を提出させるものとする。

(公募委員の選考)

第10条 公募による委員の選考は、応募者から提出された書類の審査、面接その他市長等が審議会等の特性に応じて定める方法により行う。

2 市長等は、前項の規定による選考の結果を速やかに応募者全員に通知するものとする。

(公募委員の解職)

第11条 公募による委員は、法令等に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解かれるものとする。

(1) 第8条に規定する応募の要件を満たさなくなった場合

(2) 職務上知り得た秘密を漏らすなど市長等が委員として不適当と認めた場合

2 前項の規定により職を解かれた委員の補充を行う場合には、公募により補欠委員を選任するものとする。ただし、特段の理由により公募によりがたい場合は、この限りでない。

(公募に関する事務)

第12条 審議会等の委員の公募に関する事務は、当該審議会等を所管する課において行うものとする。

第4章 審議会等の会議の公開に係る指針

(会議の公開の基準)

第13条 八代市情報公開条例（平成17年八代市条例第25号。以下「公開条例」という。）第27条の情報の提供に関する施策の充実の趣旨にのっとり、**審議会等の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。**

(1) 公開条例第7条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）に該当する事項に関し審議等する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが予想され、当該会議の目的が達成されないと認められる場合

(3) その他会議の内容に照らし、公開する意義が乏しいと客観的に認められる場合

2 審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議等を分割して行うことができると認められるときは、非公開とする審議事項に係る部分を除いて、会議を公開するものとする。

(会議の公開又は非公開の決定)

第14条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、前条に定めるところにより、原則として審議会等の長（以下「会長」という。）が当該審

議会等の会議に諮って行うものとする。

- 2 会長は、会議の非公開の決定をした場合は、その理由を明らかにするものとする。

（会議開催の周知）

第15条 審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、次の事項を公表するものとする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴定員
- (6) 傍聴手続
- (7) 問合せ先
- (8) その他審議会等が必要と認める事項

- 2 前項の公表は、会議開催日の1週間前までに行わなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- 3 第1項の公表は、市役所前掲示場に掲示する方法により行うとともに、広報やつしろ又は市ホームページへの掲載、エフエムやつしろによる放送、市庁舎内又は出先機関への掲示等可能な限り多くの方法により行うものとする。

（公開の方法）

第16条 審議会等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 審議会等は、会議を公開するに当たり、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

（会議録の作成）

第17条 審議会等は、会議終了後、速やかに会議録を作成しなければならない。

- 2 会議録の作成に当たっては、会議における発言内容、審議経過等を市民が十分に理解できるような内容とするよう努めるものとする。

- 3 作成した会議録には、会長が署名又は記名押印しなければならない。

（会議録の閲覧）

第18条 審議会等は、公開した会議の会議録の写しを情報プラザに備え置き、一般の閲覧に供しなければならない。

- 2 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、非公開情報に該当する部分を除いて、当該会議に係る会議録を閲覧に供するよう努めるものとする。

（審議会等の公開に関する事務）

第 19 条 審議会等の会議の公開に関する事務は、当該審議会等を所管する課において行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基本指針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 3 条の規定は、この基本指針の施行の日（以下「施行日」という。）以後に設置する審議会等の設置について適用する。

3 第 3 章の規定は、施行日以後の審議会等の委員の選任（施行日以後に任期が到来することによる後任の委員の選任を含む。）について適用する。

4 第 4 章の規定は、施行日以後に開催する審議会等の会議について適用する。

附 則（平成 30 年 1 月 11 日決裁）

この基本指針は、決裁の日から施行し、改正後の八代市審議会等の設置及び運営に関する基本指針の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。